

10分でわかる 外国人労働者受入れ

～多文化共生社会を目指して～



鳥取県商工労働部

Q. まず、何から始めれば良いのですか？

※外国人労働者の雇用にあたっては、技能実習、特定技能、高度人材など様々な形態がありますが、ここでは「技能実習」の受入れを想定してご紹介します。

STEP①:「目的」(戦略)を明確化する



外国人の雇用に際して、最も重要なのが「目的」の明確化です。技能実習制度の目的を踏まえ、①なぜ、外国人を雇用するのか、②費用対効果、③安易に人件費削減を求めるのではなく、外国人材を育成・活躍させる体制は整っているか、④短期的視点でなく、長期的展望はあるか等、明確な「戦略」と準備が必要です。

STEP②:「監理団体」の選定



技能実習生の受入れに際して、監理団体の選定もポイントです。どこの国籍から何人受入れるのか、現地送り出し機関との交渉、入国から入国後の諸手続き、実習計画の作成・確認・指導など、監理団体との良好な関係構築はとても重要です。

同業者や取引先など幅広い情報ネットワークを活かし、貴事業所にとって最適な選択をして下さい。

STEP③:業績向上へ向けた日本人従業員への説明と理解・協力



外国人労働者を受入れるためには、社宅の整備や生活支援を行う準備等はもちろん大切ですが、最も重要なのが日本人従業員とのコミュニケーションです。それぞれの現場での業務指導を円滑に進めるためには、外国人労働者、日本人従業員双方の努力と歩み寄りが不可欠です。

鳥取県内で外国人労働者が活躍し、業績を向上させている事業所に共通するのは、外国人労働者の受入れが良い刺激となり、日本人労働者のモチベーション向上にも貢献している点です。

なお、外国人を雇用する際の主な届出事項・手続きは以下のとおりです。

(1) 国ハローワークへの届出義務

雇入れ時及び離職時に、氏名、在留資格等について、ハローワークへ届出が必要。

(2) 労働保険、社会保険の加入義務

日本人と同様に、雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金等の加入義務がある。

(3) 日本人と同等の法令遵守

賃金、有給休暇、時間外労働、寄宿舍等の整備、安全衛生教育など、法令遵守が必要。



Q. 「技能実習」制度とは、どのようなものですか？

A. 「技能実習」は、わが国の先進技術・ノウハウ等を発展途上国へ移転するなどの目的で発足した制度です。全国で約38万人、うち鳥取県では1,714人（いずれも2019年10月現在）の技能実習生が雇用されています。

（1）企業単独型と団体監理型の2つのタイプがあります

企業単独型は、各事業所が現地法人、合併企業などの職員を独自に受入れる形式。一方、**団体監理型**は、**監理団体**と呼ばれる団体が技能実習生を受入れた後、各事業所で実習を行う形式。現在は、団体管理型が約97%を占めています。

（2）常勤職員数によって、受入れ可能な人数に上限があります

一年間に受入れ可能な技能実習生の人数は、受入れ事業所の常勤職員数によって**上限**が定められています。※監理団体かつ受入れ事業所がともに優良基準適合者に認定されれば、基本人数枠の2倍の受入れが可能。



常勤職員数	基本人数枠	優良基準適合者
301人以上	常勤職員数の1/20	常勤職員数の1/10
201～300人	15人以内	30人以内
101～200人	10人以内	20人以内
51～100人	6人以内	12人以内
41～50人	5人以内	10人以内
31～40人	4人以内	8人以内
30人以下	3人以内	6人以内



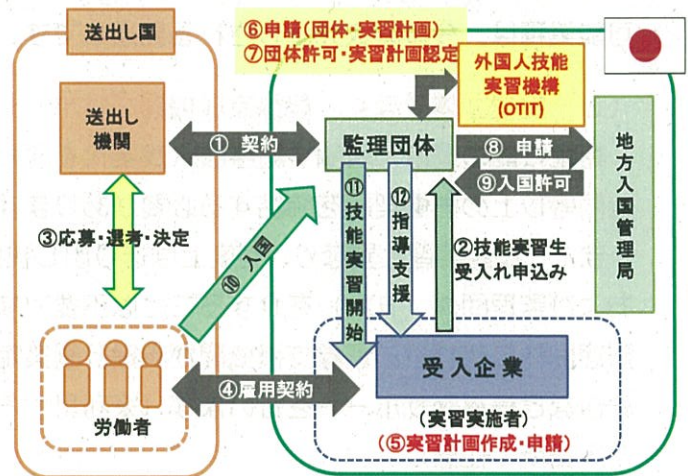
（3）技能評価試験に合格すれば、最長5年間受入れ可能

技能実習には、第1号から第3号までの在留資格があり、実習生本人が**技能評価試験**（学科、実技など）に合格すれば、**最長5年間**の滞在が可能です。

在留資格	第1号	第2号	第3号
在留期限	最長1年	1号修了後 最長2年	2号修了後 最長2年
職種制限	なし	あり（82職種146作業）	

第2号、第3号に移行可能な職種・作業は省令で定められており、82職種146作業（2020年2月25日現在）が認定されています。

なお、技能実習生の受入れの流れは、右図のとおりです。通常は、現地での面接・採用決定から実際に勤務するまで**最低6カ月間**が必要であり、余裕を持った準備が必要です。



Q. 「特定技能」制度とは、どのようなものですか？

A. 「特定技能」は、2019年4月に創設された制度であり、一定の専門性・技能を有し、**即戦力**となる外国人を受入れる制度です。現在までに全国で520人、うち鳥取県では5人（いずれも2019年10月現在）の受入れ実績があります。



(1) 第1号は最長5年まで、第2号は期間無制限

特定技能第1号は**最長5年**まで在留可能、技能実習との通算では最長10年の滞在が可能です。また、技能実習2号修了者は特定技能1号への移行試験が免除されます。鳥取県内で現在、特定技能を受入れている事業所では、いずれも技能実習生を再雇用（再来日）しています。

区分	技能実習			特定技能		高度人材（狭義、注3）	
	1号	2号	3号	1号	2号	高度専門職1号	高度専門職2号
目的	技能の習得、本国への還元			即戦力、日本での就労		専門的・技術分野における在留	
在留期限	最長1年	1号修了後 最長2年	2号修了後 最長2年	最長5年	なし	5年(更新可)	なし。ただし、 1号で3年以上の活動
受入可能業種	制限なし	移行対象82職種146作業		14業種	建設業 造船業	学術研究、専門技術、経営管理など	
転職	×	△(注1)		○	○	○	
家族帯同	×	×	×	×	○	○	
移行・優遇	特定技能1号への移行には 特定技能評価試験合格が 必要(注2)		評価試験 免除(注2)			学歴、職歴、年収等のポイント制 一定点数以上で永住許可に必要な 在留年数を短縮	

(注1) 倒産や事業主から不当な扱いを受けた場合などは職場を変えることができる。

(注2) 最終的に特定技能へ移行できるかは、ビザ申請による総合判断となる。

(注3) 高度人材は、一般に「狭義の高度人材」、「広義の高度人材」と呼ばれる2種類がある（詳細は、次頁参照）。

(2) 当面、第1号は14業種、第2号は2業種に限定

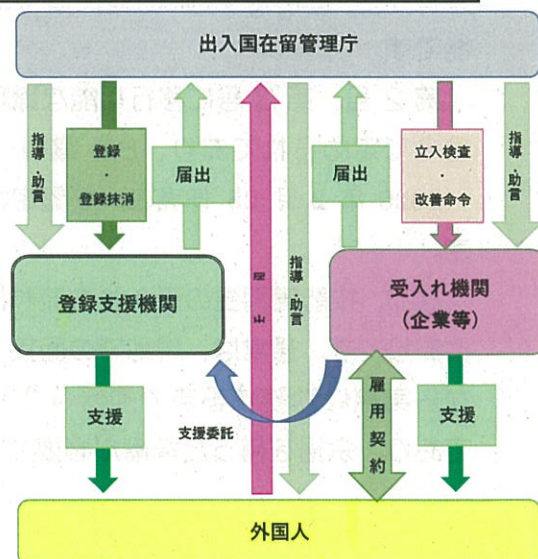
特定技能1号	①介護、②ビルクリーニング、③素材材産業、④産業機械製造業、⑤電気・電子情報関連産業、⑥建設 ⑦造船・船用工業、⑧自動車整備、⑨航空、⑩宿泊、⑪農業、⑫漁業、⑬飲食物品製造業、⑭外食業
特定技能2号	①建設、②造船・船用工業、

特定技能は、当面受入れ業種が**限定**されています。受入れ可能業種は、今後順次見直しされる見通しです。

(3) 監理団体でなく、登録支援機関がサポート

特定技能の場合、報酬や給与額（残業代を含む）は**日本人と同等以上**の労働契約を締結する必要があります。

また、技能実習と異なり、制度上は送り出し機関（相手国）および監理団体（日本）を介することは不要です。ただし、監理団体に代わり、**登録支援機関**が支援計画策定、当局への報告など様々なサポートを行います（※利用するかどうかは各事業所の任意）。



Q. 「高度人材」とは、どういうものですか？



A. 「高度人材（「高度外国人材」ともいう）とは、「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材である」とされています。

（1）「広義」の高度人材と「狭義」の高度人材

わが国の外国人在留資格のうち、一般に「広義の高度人材」と呼ばれるものは、下表のとおりです。このうち、No.7の「高度専門職」は「狭義の高度人材」と呼ばれ、第1号、第2号の区分があります。

区分	No	在留資格	該当例
就労が認められる 在留資格 (活動制限あり)	1	外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
	2	公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
	3	教授	大学教授等
	4	芸術	作曲家、画家、作家等
	5	宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
	6	報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
	7	高度専門職	1号、2号(ポイント制による高度人材)
	8	経営・管理	企業等の経営者、管理者等
	9	法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
	10	医療	医師、歯科医師、看護師等
	11	研究	政府関係機関や企業等の研究者等
	12	教育	高等学校、中学校等の語学教師等
	13	技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
	14	企業内転勤	企業内転勤 外国の事務所からの転勤者
	15	介護	介護福祉士
	16	興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
	17	技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
	18	特定技能	1号、2号、特定産業分野(14業種)の各業務従事者
	19	技能実習	1号、2号、3号、81職種145作業

（2）「広義」→「狭義」となるためのポイント制が導入

2012年5月より、「広義」の高度人材が「狭義」の高度人材の在留資格「高度専門職」を取得するための「高度人材ポイント制」が導入されています。ポイントは、年齢、年収、学歴、職歴、日本語能力等によって計算され、永住許可要件の緩和、配偶者の就労、親や家事使用人の帯同など、ポイントに応じた優遇措置があります。

※入管審査では、外国人と雇用契約を締結する事業所をカテゴリ1～4の4段階に区分しています。このうち、カテゴリ1および2の事業所（上場企業、各省庁から優良企業の認定を受けた事業者、前年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の源泉徴収額が1,000万円以上の団体・個人など）は、提出書類が大幅に免除されるなどのメリットがあります。

さらに、わが国では2017年に「日本版高度人材グリーンカード」（永住許可申請に要する在留期間を短縮する制度）を新設し、高度外国人材の受入れ拡大を積極的に推進しています。

◎外国人労働者 受入れ事業所の声

外国人労働者 受入れのきっかけ

- ・「採用募集をかけても反応が薄く、新卒については6年も全く応募がない状況が続き、人手不足が深刻化していた。取引先を通じて監理団体を紹介され、制度を学ぶとともに受入れに必要な準備を開始した」(建設業)
- ・「従業員のうち60歳以上が約150名と、全従業員の約3割に達している。職場に若い人がおらず、入社見込みもなく、技能実習生の受入れを決断した」(食品スーパー)



日本人従業員への説明・理解・協力

- ・「外国人の雇用にあたり、職員説明会を実施し、日本人職員全員に当事業所の人手不足の現状を説明し、理解を求めた。また、職員に監理団体を訪問してもらい、外国人の研修状況を見せて、不安を払拭した」(医療・福祉施設)
- ・「ベトナム人の採用を決めた際、日本人の採用が困難であることを現場スタッフに説明し、納得を得ることが出来た」(金属部品製造業)



受入れの効果・メリットなど

- ・「外国人雇用の目的は、安価な労働力ではなく、優秀な人材の獲得と考えている。インドネシア人は優秀で温厚な人が多く、2年たつと日本人並みに仕事ができるようになる」(建設業)
- ・「作業員が確保できれば仕事が取れる。現状は技能実習生、エンジニア、通訳など多様な外国人を雇用しているが、今後は特定技能制度による雇用も増やしたい」(建設業)
- ・「彼女たちは、まさに『職場のカンフル剤』である。日本人従業員から見れば、彼女たちは年齢的に子供や孫レベルであり、とても可愛がられる。レクリエーションにも参加してくれるので、とても盛り上がる。日本人従業員のモチベーションにもプラス」(水産加工食品製造業)
- ・「カンボジア人1名が全国介護技術コンテスト(東京)の外国人部門で第1位になったこともあり、日本人職員が仕事の基本を再認識するなど、良い刺激になっている」(医療・福祉施設)



◎外国人雇用 チェックリスト

No	Check	項目	内容	実施日	担当区分・備考
1	<input type="checkbox"/>	外国人雇用の諸制度を理解する	在留資格（技能実習生、特定技能、高度人材等）		日本人と同等の労働条件適用、在留可能年数、語学・生活支援など
2	<input type="checkbox"/>	雇用する目的を明確にする	人手不足、労働コスト削減、優秀な人材の確保、海外への販路開拓など		
3	<input type="checkbox"/>	雇用形態を決める	技能実習生、特定技能、高度人材		技；3年または5年、特；5年、高；5年または無期限
4	<input type="checkbox"/>	監理団体を選ぶ（技能実習の場合）	対応している国、業種、現地送り出し機関との関係		技；監理団体（一般、特定） 特；登録支援機関
5	<input type="checkbox"/>	雇用に必要なコストを把握する	入国までの費用、入国後の費用、監理団体または登録支援機関への支払		賃金だけではない
6	<input type="checkbox"/>	日本人従業員の教育	日本人従業員の理解を得る、異文化の理解、コミュニケーション		
7	<input type="checkbox"/>	入国前の準備	日本語研修		技；現地送り出し機関で実習 特；日本語能力試験合格証明書
8	<input type="checkbox"/>		日本での生活研修		技；現地送り出し機関
9	<input type="checkbox"/>		技能実習		技；現地送り出し機関で実習 特；技能試験合格証明書
10	<input type="checkbox"/>		在留資格認定証明書の交付申請		技；監理団体 特；登録支援機関
11	<input type="checkbox"/>		技能実習計画書の作成と申請		技；技能実習計画書（監理団体&事業所） 特；支援計画書（登録支援機関&事業所）
12	<input type="checkbox"/>		パスポート取得		技；現地送り出し機関 特；登録支援機関
13	<input type="checkbox"/>		ビザ発給		技；監理団体 特；登録支援機関
14	<input type="checkbox"/>		入国月日		
15	<input type="checkbox"/>	入国後の生活準備	日本語研修		技；監理団体
16	<input type="checkbox"/>		日本での生活研修		技；監理団体
17	<input type="checkbox"/>		在留カード受領		技；監理団体
18	<input type="checkbox"/>		住民登録		市町村役所
19	<input type="checkbox"/>		住宅準備		社宅、寮、民間アパート借上
20	<input type="checkbox"/>		生活指導員の任命と生活環境説明（技能実習の場合）		技；生活指導員の任命、支援内容（生活、交通ルール、ゴミ出し、騒音、捕食等）
21	<input type="checkbox"/>		病院環境説明		病院受診方法、保険証、費用支払
22	<input type="checkbox"/>		携帯電話		社宅、寮、職場にWi-Fi環境
23	<input type="checkbox"/>		自転車		通勤、休日
24	<input type="checkbox"/>	入国後の就業準備	事業所案内		主要商品、就労場所、業務内容
25	<input type="checkbox"/>		雇用契約書締結と在留資格の確認		技能実習生、特定技能、高度人材 いずれも必要
26	<input type="checkbox"/>		技能実習指導員の任命、業務内容の研修		技；技能実習指導員の講習 職場でのOJT教育
27	<input type="checkbox"/>		技能スキルの見える化（写真、図・イラストなど）		写真、図・イラストなどによる見える化
28	<input type="checkbox"/>		安全管理の研修		安全作業方法、安全標識、危険作業防止
29	<input type="checkbox"/>		就業規則、賃金規定の説明		文書で説明が必要
30	<input type="checkbox"/>		労働保険、社会保険加入		雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険

（注） 技；技能実習、特；特定技能、高；高度人材に、それぞれ対応。

（資料）（一社）中小企業診断協会「平成30年度『調査・研究事業』外国人労働者の採用制度の活用・支援マニュアルの研究開発 報告書」。一部修正・加筆。

◎より詳しく知りたい方は…

この冊子は、主要なポイントのみを掲載しています。

より詳しい情報を知りたい方は、下記の行政機関のサイトをご覧ください。

No	項目	関連機関	関連機関URL
1	技能実習制度全般	外国人技能実習機構 (OTIT)	https://www.otit.go.jp/
2	技能実習対象業種	外国人技能実習機構 (OTIT、移行対象職種情報)	https://www.otit.go.jp/ikoutaishou/
3	技能実習計画の認定申請手続	外国人技能実習機構 (OTIT)	https://www.otit.go.jp/files/user/docs/info_jissyu_02.pdf
4	「技能実習制度」 & 「特定技能」の総合支援	国際研修協力機構 (JITCO)	https://www.jitco.or.jp/
5	監理団体の一覧表	外国人技能実習機構 (監理団体の検索)	https://www.otit.go.jp/search_kanri/
6	鳥取県内の外国人雇用監理団体の研修&支援	鳥取県中小企業団体中央会	http://www.chuokai-tottori.or.jp/
7	入出国在留管理 全般資料	法務省 入出国在留管理庁	http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_index.html
8	出入国統計資料	法務省 出入国管理統計表	http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_nyukan.html
9	「外国人雇用状況」の届出状況まとめ	厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000192073.html
10	外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針	厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/01.html



入出国在留管理局



このほか、外国人雇用に関する照会・相談は、

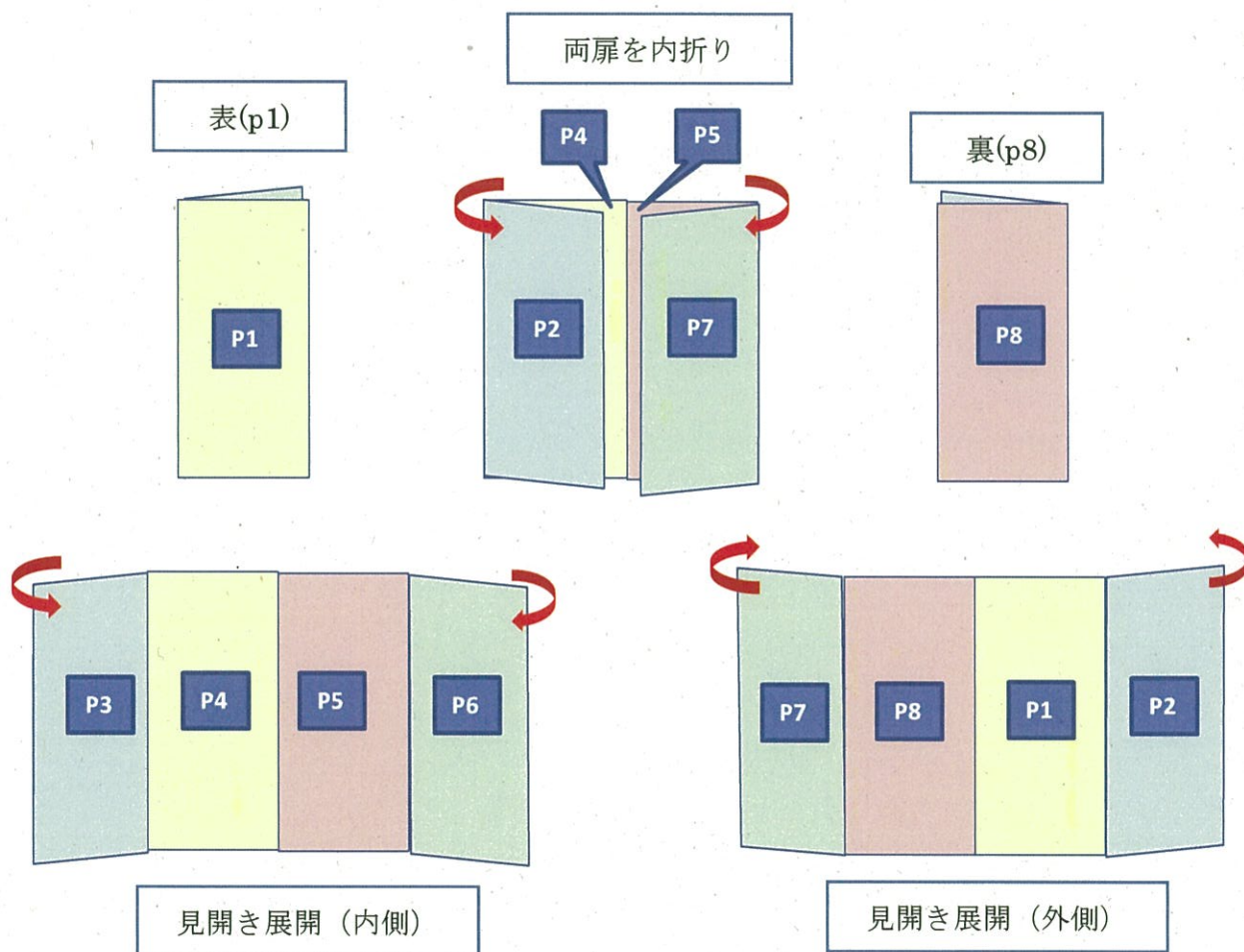
鳥取県外国人雇用サポートデスク (TEL 0857-24-2744、相談は無料) または
鳥取県商工労働部雇用政策課 (TEL 0857-26-7699) まで。

2020年3月発行

<ご参考までに>

※本マニュアルは、「両扉中折りパンフ版」(全8頁)をイメージし、以下のレイアウトとしております。(もちろん、製作者の都合で、自由にレイアウト変更可能です)

(1) 全8頁、左側頁(p2~3)、右側頁(p6~7)をそれぞれ内折り。



(2) すべて折り畳んだ場合は、表が p1、裏が p8 となります。

